

3 4 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣府、総務省、国土交通省)

①基幹的広域防災拠点の整備について

【内容】

- (1) 基幹的広域防災拠点のうち、海上輸送を担う「名古屋港」については、国において早急に整備を進めること。
- (2) 基幹的広域防災拠点のうち、航空輸送と陸上輸送を結節する「名古屋空港」については、県事業として早急に整備し、中部圏の救急・救助、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点としても貢献できるよう取り組んでいることから、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けるとともに、新たな交付金の創設や緊急防災・減災事業債の継続を図るなど格段の支援を行うこと。

(背景)

- 南海トラフ地震の発生リスクが高まる中、早急に県土全体の災害対応力の強化を図る必要がある。このため、中部圏広域防災ネットワーク整備計画（中部地方整備局）に位置づけられた三つの基幹的広域防災拠点のうち、「名古屋港」について、政府現地対策本部の設置に必要な施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様、国において基幹的広域防災拠点として早急に整備する必要がある。
- また、空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港」（豊山町青山地区）については、県事業として早急に整備し、同時に中部圏の救急・救助、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点としても貢献することができるよう取り組むこととした。
- このため、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付け、整備の進捗に応じた活用を検討する必要がある。
- 中核施設としては、新たに消防学校を整備し、災害発生時に即時危機管理体制に移行できるよう取り組むとともに、全国初の取組として、県と政令市が計画段階から協力し、既存の消防学校の統合を検討していくため、新たな交付金等補助制度の創設など特別な支援が必要である。

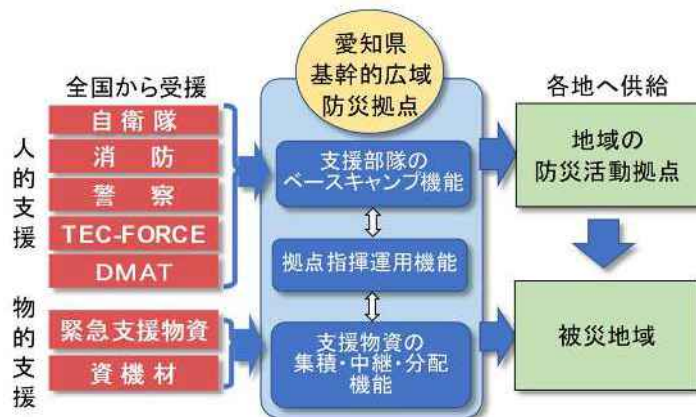
(参 考)

◇『愛知県基幹的広域防災拠点』の整備について

〈防災拠点の概要〉

- ・災害時における拠点指揮運用機能を確保するとともに、緊急消防援助隊、自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ、県内全域の供給に必要な物資ターミナルを設けることにより県内全域の災害応急活動を後方支援する機能を確保する。
- ・平常時は消防学校と公園として利用する。消防学校では、消防職員等育成の他、地域の防災教育・人材育成等に活用し、公園では、運動施設等の他、イベント開催、防災ビジネス等に活用する。

- ・整備場所：豊山町青山地区
- ・規模：防災拠点区域 19.2ha



拠点機能	内 容
本部機能	・被災地の情報収集、連絡調整 ・応急復旧活動の指揮
被災地上空の安全確保	・被災地上空のヘリコプター統制
海外緊急物資・人員の受け入れ	・海外からの緊急物資の情報集約 ・救援部隊への配送地域調整
緊急輸送物資の中継地点	・救援物資の集積・中継・配送
水・食料等の備蓄	・本部機能、災害医療用、被災者用物資等の備蓄
活動要員のベースキャンプ	・警察、消防、自衛隊等のベースキャンプ用地 ・防災ボランティアのベースキャンプ用地
医療体制の支援	・重篤者の搬送手段の確保 ・トリアージ等資機材の備蓄

防災公園
支援物資エリア(4.7ha)

防災公園
支援部隊エリア(8.4ha)

景営名古屋空

消防学校エリア
(6.1ha)

名古屋高速・国道

江川第四門

全体事業費
約420億円

3 4 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、警察庁、農林水産省、国土交通省)

②ゼロメートル地帯の災害対策の推進について

【内容】

- (1) ゼロメートル地帯について、直轄河川堤防の地震・津波、高潮対策を推進すること。また、防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金など、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、県管理の河川・海岸堤防や排水機場などの地震・津波、高潮対策を促進すること。なお、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく、防災・減災・老朽化対策を含む取組を切れ目なく、強力に推進するため、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を予算編成過程で適切に反映し、激甚化・頻発化する気象災害も踏まえ、計画的な事業執行が可能となるよう、当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- (2) ゼロメートル地帯においては、堤防の沈下等により広域的に浸水した場合に災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための、広域的な防災活動拠点の整備について、特段の財政措置を講ずること。
- (3) ゼロメートル地帯については、浸水からの避難対策を強化・推進するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に準じた特段の財政措置を講ずること。
- (4) 沿岸部の高い場所にある道路区域の活用については、直轄国道での避難場所の整備と併せ、高速道路においても整備が進むよう財政支援の強化や、避難者や通行車両の安全確保などの課題への対策を講ずること。

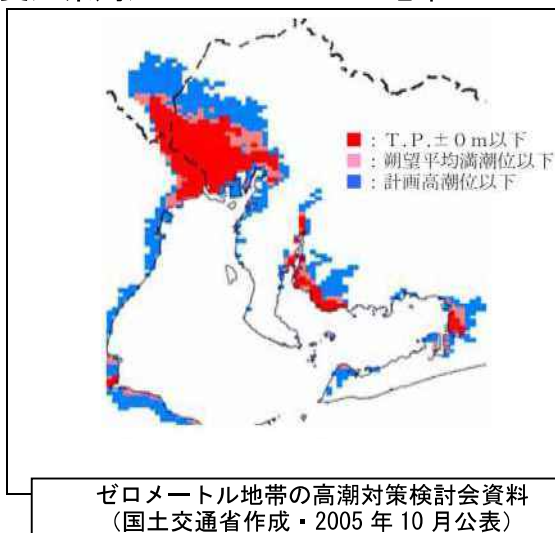
(背景)

- 愛知県には、日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野等、広大なゼロメートル地帯が広がっており、河川や海岸の堤防等が被災した場合には、広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことから長期的に湛水する恐れがある。
- 本県では、南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014.5 公表）を実施しているが、堤防等の被災を前提とした結果、国の被害想定（2025.3 公表）を上回る広い範囲が浸水し、特にゼロメートル地帯では、河川や海岸付近で地震発生直後から浸水が始まるところがあると想定されており、最悪のケースでは、死者数約 29,000 人のうち浸水・津波による死者が約 13,000 人とされた。

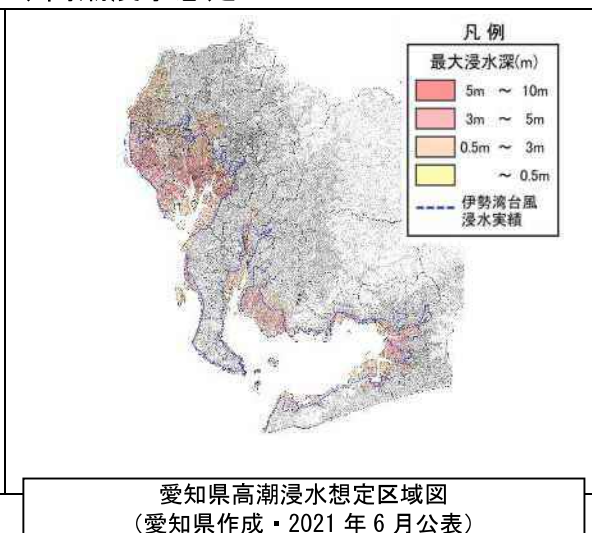
- また、水防法の改正を受け、2021 年 6 月に三河湾・伊勢湾沿岸（愛知県区間）を水位周知海岸に指定するとともに、71,000 h a を超える区域を高潮浸水想定区域として指定した。
- 本県においては、愛知県地域強靱化計画や河川整備計画、海岸保全基本計画に河川・海岸堤防や排水機場等の耐震対策及び高潮対策を位置付け、事業を推進している。
- 加えて、広大な地域が浸水した場合を想定し、新たな避難場所の確保や災害応急対策活動を実施するための防災活動拠点の整備に取り組んでいる。
- 住民の早急な避難行動を支援するための、高台道路の緊急避難場所としての活用について、直轄国道では国主体の避難場所の整備が進むものの、高速道路は市町村負担が伴うために整備が進んでいない。加えて、災害時には、高速道路への避難者の立入りが想定されるが、安全確保策が確立されていない。

（ 参 考 ）

◇ 愛知県周辺のゼロメートル地帯

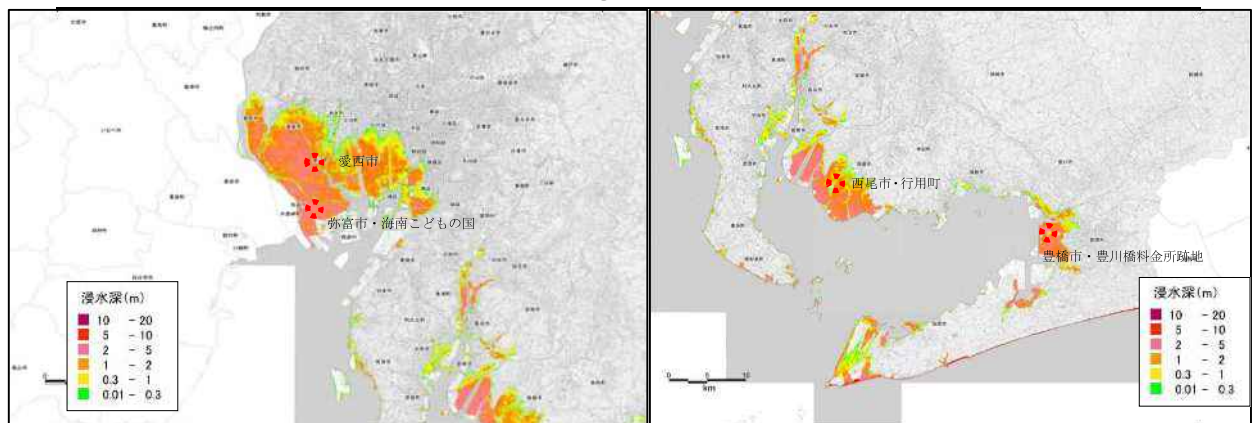


◇ 高潮浸水想定



◇ 南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014 年 5 月）

【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】※ゼロメートル地帯広域防災活動拠点整備予定地



平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（愛知県作成・2014 年（H26）5 月公表）

3 4 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

③地域強靱化対策、耐震化の促進等について

【内容】

- (1) 防災庁の設置に当たっては、大規模災害を見据え、国を挙げてさらなる強靱化の推進を図るべく、愛知・名古屋にその地方拠点を設置すること。
- (2) 愛知県地域強靱化計画に位置付けた直轄事業を推進するとともに、県事業等の促進を図るため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を予算編成過程で適切に反映し、激甚化・頻発化する気象災害も踏まえ、計画的な事業執行が可能となるよう、当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- (3) 「無線システム普及支援事業費等補助金(携帯電話基地局強靱化対策事業)」による携帯電話基地局の強靱化対策をより一層加速するため、地方自治体の負担分について地方財政措置を講じ、地方の負担軽減を図ること。
- (4) 「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」を継続するとともに、工事が伴う設備等についても補助対象に加えるなど、スフィア基準を満たす避難所確保に向けた支援を行うこと。
- (5) 避難所の運営や被災者台帳の作成、建物の被害認定調査など、災害対応に係るシステムの標準化と財政支援の充実を図ること。その上で、都道府県域を越えた情報共有を行う広域データベースシステムを国が導入すること。
- (6) 地震・津波被害の軽減のため、東海地域における活断層の長期評価などの調査・研究を早急に進めること。
- (7) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理に関する規制の見直しなど更なる法制度の整備を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。
- (8) 亜炭鉱跡に対する防災事業として、亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業を実施すること。
- (9) 災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

(背景)

- 防災庁が当地域で災害対応の司令塔機能を発揮するためには、国の出先機関が集積し、発災時の政府現地対策本部が設置される当地域への地方拠点の設置が求められる。このことは、首都直下地震等に際して、首都圏をバックアップする機能の確保にもつながる。
- また、愛知・名古屋を中核とした当地域では、名古屋市・名古屋大学の三者により、「あいち・なごや強靱化共創センター」を設置し、産業界の参画も得て、産学官による戦略的な強靱化の取組を推進している。今後は防災庁との連携を密にした上で、さらなる地域の強靱化を図っていく必要がある。
- 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約 29.8 万人、経済被害・影響額が約 292.3 兆円となる等、この巨大災害は国民生活・経済活動に深刻な影響が生じるものであり、国土の強靱化において最大の課題である。本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて 2015 年 8 月に国土強靱化地域計画(「愛知県地域強靱化計画」(2025 年 3 月改定))を策定したところだが、国においては国土全体の強靱化を的確に推進するため、直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。
- 特に、学校等の教育施設、上下水道・工業用水道・道路・農業水利施設などの公共構造物、防災拠点となる市町村庁舎等の施設、県民が利用する公的施設や民間住宅・民間建築物の耐震化、市街地の防災機能を高める土地地区画整理事業、狭あい道路の解消、広域避難場所等となる都市公園の整備促進、無電柱化推進計画に基づく無電柱化の促進、リニア中央新幹線や広域道路ネットワーク等の着実な整備による基幹的広域交通の代替性・多重性の確保が重要である。
- 令和 6 年能登半島地震では、停電や伝送路の断絶等により多くの携帯電話基地局が停波した。災害発生時において通信を確保することは、効率的な救助・救命活動を遂行する上で必須の要件であることから、2025 年 5 月に「無線システム普及支援事業費等補助金」に携帯電話基地局強靱化対策事業が創設された。この補助金の国庫補助率は 4 分の 3 となっているが、国から示されている基地局 1 か所あたりの事業費は携帯事業者 4 キャリア分で 80,000 千円と見込まれており、事業推進に向けて地方自治体における負担が大きなものとなっている(1 か所あたり 20,000 千円)。
- 中央防災会議が 2025 年 7 月に変更した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の目標として、スフィア基準を満たす避難所設置のためのトイレ、ベッド等の物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合を 2030 年度までに 100%に、発災直後から温かい食事の提供などのスフィア基準を満たす避難所の割合を 2035 年度までに 100%にすることが設定された。
- 令和 6 年度補正予算で創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地方防災緊急整備型)」では、マンホールトイレなど工事が伴う設備等は補助対象外であるなど使途が限られている。
- 2025 年 7 月に施行された改正災害対策基本法において被災者支援へのデジタル技術の活用が規定され、また、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進など、広域避難の円滑化に係る措置が規定された。令和 6 年能登半島地震における広域避難の被災者情報の把握・共有に係る課題も踏まえた都道府県域を越える広域避難への対応が必要である。
- 政府の地震調査研究推進本部で各地域の活断層の長期評価が公表されているが、「東海地域の活断層の長期評価」等の調査・研究についても早急に進める必要がある。
- 南海トラフ地震の発生が予想される中、亜炭採掘跡の実態調査や予防的充填工事は住民の安全のために必要であるが、巨額な費用が必要となり、資金面での国の支援は不可欠で、愛知県市長会から継続的な支援要請がある。
- 発災時の商工被害の把握については、激甚災害の指定に活用するため、中小企業関係被害状況報告要領により、経済産業省から被災都道府県に発災後数日間での事業者毎の被害額の調査・報告指示がある。現状、商工会議所・商工会が被災事業者に対して、電話、メール、現地訪問等により被害額やその内訳を確認しており、県内の商工会議所・商工会からは、被災直後で様々な対応が必要な中、当該調査の負担が大きいことから、デジタルを活用した調査システムの導入について、多数の要望が寄せられているため、本県からの提案で全国知事会から国へ提言している。

35 社会インフラの老朽化対策について

(財務省、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 本年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故や、2022年5月の本県での明治用水頭首工の漏水事故など老朽化に起因する重大事故の発生を未然に防ぐための対策・支援を確実に行うこと。なお、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の取組を切れ目なく、強力に推進するため、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を予算編成過程で適切に反映し、激甚化・頻発化する気象災害も踏まえ、計画的な事業執行が可能となるよう当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。また、公共施設等適正管理推進事業債に係る地方財政措置の延長などの財政支援の充実を図ること。
- (2) 膨大な社会インフラを管理する地方の負担軽減のため、コスト縮減、作業の効率化等に資する新技術の開発及び新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

(背景)

- 我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、庁舎、学校、公営住宅、病院等の公共施設（建築物）や空港、都市公園、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、上下水道、工業用水道、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらの施設の老朽化が急速に進んでいる。
- 2025年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故や、本県で2022年5月に発生した明治用水頭首工での大規模な漏水事故では、第三者や周辺社会に多大な影響を及ぼすこととなり、改めて社会インフラの機能保全の重要性を認識した。
- 本県では、施設の老朽化対策を軸とした利活用最適化の基本方針である「愛知県公共施設等総合管理計画」を2015年3月に策定（2022年3月改訂）し、計画的に必要な対策を講じていくこととしている。
- この計画に基づき、予防保全型の維持管理に移行しても、現在の規模を上回る予算が必要となる状況であることから、個別施設計画に基づく点検・診断、修繕・更新、集約化等への財政措置など、国からの継続的な支援が不可欠であり、2025年6月に策定された国土強靱化実施中期計画に基づく取組を加速させる必要がある。
- また、地方が適正な水準の下でメンテナンスサイクルを推進するためには、膨大な数の社会インフラの点検・診断、修繕・更新、集約化等を確実に行うことが求められているが、維持管理費用の増大、技術者の不足等が課題となっており、さらなるコスト縮減や作業の効率化等に資する新技術の開発が不可欠である。

そのためには、全国的な点検・診断結果を集約して得られる新しい知見等を各種技術指針へ反映するなど、引き続き、技術的支援が必要である。

(参 考)

◇愛知県公共施設等総合管理計画(2022年3月改定)

○事業用資産(建物)の維持・更新費用(30年間試算)

事後保全型		予防保全型
1兆9,412億円(647億円/年)	効果額: △6,687億円(△223億円/年)	1兆2,725億円(424億円/年)
予防保全型を導入し、築35年で大規模改修を行うことによって、建物の基本性能が回復し、65年程度まで長寿命化することで、財政負担が軽減・平準化するものの、現在の予算規模(410億円/年)を上回る。		

○インフラ資産(工作物及び建物)の維持・更新費用(30年間試算)

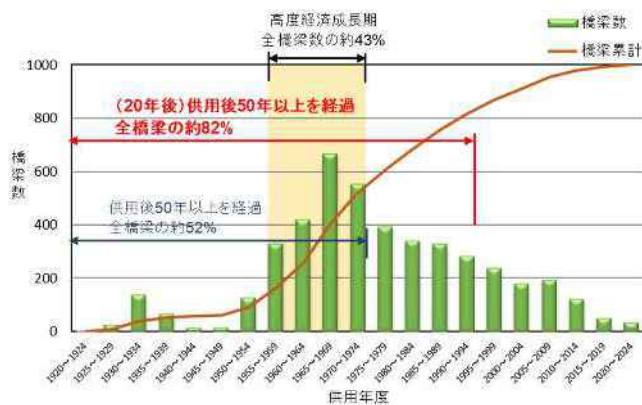
事後保全型		予防保全型
2兆8,328億円(944億円/年)	効果額: △5,238億円(△175億円/年)	2兆3,090億円(770億円/年)
予防保全型の場合、計画的な維持管理・更新により施設の長寿命化が図られ、更新費等が圧縮されるものの、現在の予算規模(713億円/年)を上回る。		

◇下水道管路の 全国特別重点調査 (2025年9月17日結果公表)

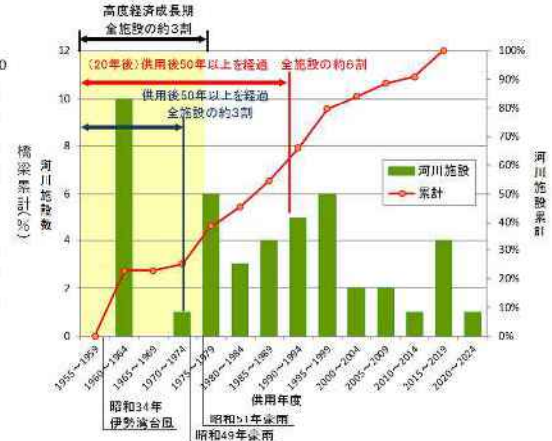
緊急度Ⅰ判定とされたマンホール間延長のうち要対策延長L=11.3 km



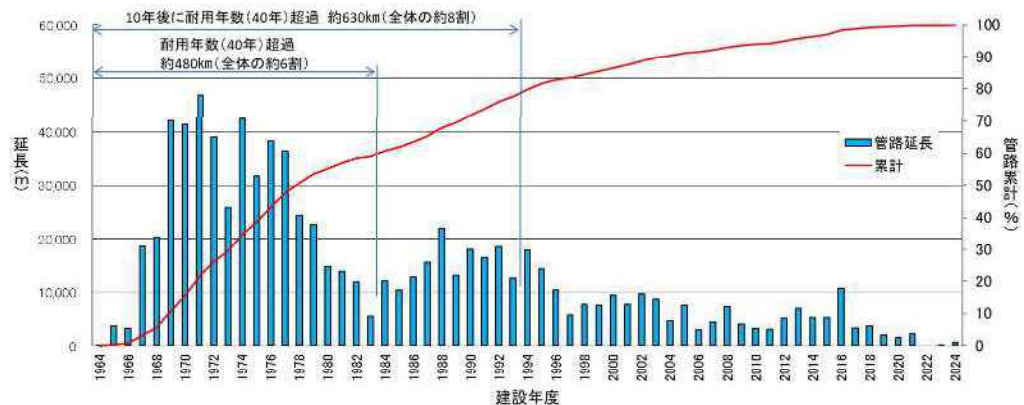
◇橋梁の老朽化状況(愛知県橋梁)



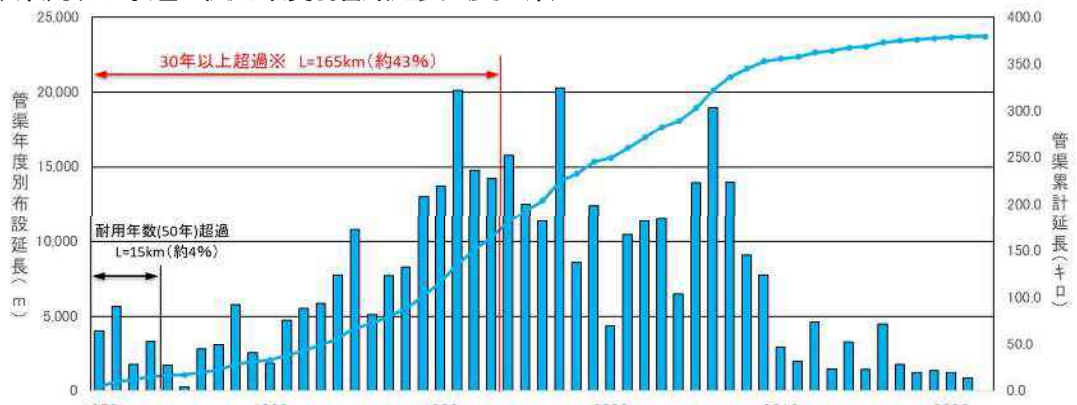
◇河川施設(排水機場・水門等)の老朽化状況



◇県営水道の竣工年度別管路延長(愛知県)



◇県流域下水道の供用年度別管路延長(愛知県)



※ 布設後30年を経過すると陥没箇所数が急増

3 6 治水・利水対策の推進について

(財務省、総務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく、流域治水の取組を切れ目なく、強力に推進するため、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を予算編成過程で適切に反映し、激甚化・頻発化する気象災害を踏まえ、計画的な事業執行が可能となるよう当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- (2) 水害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、東海豪雨により甚大な被害を受けた庄内川の枇杷島地区狭窄部における特定構造物の改築、矢作川の矢作ダムの洪水調節機能増強とダム下流の狭窄部の河道整備を強力に推進すること。また、豊川における霞堤の対策及び、木曽川の新丸山ダムの整備を強力に推進すること。
- (3) 流域治水の考え方に基づく、県管理河川・海岸の堤防整備、耐震対策や津波・高潮対策等のハード対策及び被害の軽減等に資するソフト対策も一体的に支援すること。特に日光川2号放水路を始めとする大規模特定河川事業を促進すること。
- (4) 土砂災害の被害を軽減するために、土砂災害警戒区域等における施設整備及び砂防メンテナンス事業費補助による老朽化対策を促進すること。また、開発行為に伴う土砂災害警戒区域等の増加を抑制する施策を進めるとともに、住民の速やかな避難に資するソフト施策を支援すること。
- (5) 緊急的な浚渫等を実施するための緊急浚渫推進事業債について、引き続き必要額を確保すること。
- (6) 設楽ダム建設事業については、水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すとともに、着実に事業を推進すること。木曽川水系連絡導水路事業については、事業推進に際し、利水関係者などに丁寧に対応すること。併せて、両事業における事務事業の合理化・効率化を図りつつ、県の財政的な負担の軽減を図り、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

(背景)

- 庄内川においては、枇杷島地区狭窄部に位置する3橋の特定構造物の改築、矢作川でも、矢作ダムの洪水調節機能の増強やダム下流の鵜の首地区を始めとする河道整備の推

進が必要である。また、豊川においては、一昨年の6月に浸水被害が発生したこともあり霞堤の早期対策が必要である。さらに、木曽川においては、流域市町の治水安全度を飛躍的に向上させるため、新丸山ダムの整備推進が必要である。

- 昨年の台風10号では、全国で記録的な大雨となり、本県においても厳重な警戒をもって災害へ備えたところである。今後も気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害に対し、事前防災対策を進める必要がある。特に、日光川や柳生川を始めとする河川において、重点的に進めている大規模構造物の整備を促進する必要がある。
- 県土の約6割は山地丘陵地であり、重要なライフライン施設や重要交通網及び市町村役場等が土砂災害警戒区域内にある箇所重点的に施設整備を進める必要がある。また、ソフト対策として、開発行為に伴い新たな土砂災害警戒区域等が発生しないよう、都市行政と連携した施策の展開等を行うとともに、実効性のある住民避難に向けた取組を進める必要がある。
- 県管理河川では土砂堆積等による危険箇所が数多く存在しているため、緊急浚渫推進事業債による計画的な維持浚渫を継続的に進める必要がある。
- 設楽ダム建設事業及び木曽川水系連絡導水路事業は、治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であり、コスト縮減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、設楽ダム建設事業については、日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。さらに、木曽川水系連絡導水路については、新丸山ダムのハイブリッドダム運用との一体運用による治水機能強化のために必要である。



3 7 交通安全対策の推進について

(財務省、内閣府、法務省、経済産業省、国土交通省、金融庁、警察庁)

【内容】

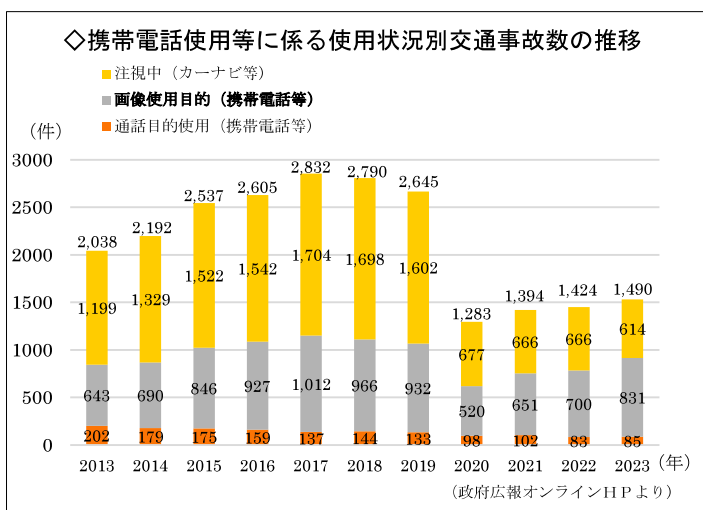
- (1) 車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、マスメディア等を活用した効果的な広報啓発活動や取締りの推進及び交通安全教育の拡充を図るとともに、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正し、同行為の罰則強化を図ること。
- (2) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、高齢運転者による悲惨な事故も後を絶たないことから、マスメディア等を活用した効果的な広報啓発を一層推進するとともに、安全運転サポート車の普及促進に加え、運転免許証の自主返納、サポート車限定免許の普及促進等の取組を推進すること。
- (3) 自転車は手軽に利用できる移動手段であるが、運転免許が不要で交通ルールを学ぶ機会が少ないことから、自転車運転中の「ながらスマホ」、「酒気帯び運転及び幫助」の罰則整備、更には2026年4月に導入予定の自転車の交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）など、道路交通法改正に伴う自転車の交通ルールの周知徹底と安全利用に向けた効果的な広報啓発を推進するとともに、乗車用ヘルメットの着用を促進するための措置を講ずること。
- (4) 安全・安心な道路交通環境の実現に向け、幹線道路における「事故危険箇所」の事故対策、生活道路における面的な速度規制と物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」による安全対策、更には通学路等における歩道等の歩行空間の整備を推進するとともに、県等が行う対策の促進を図るため、十分な財政措置及び技術的支援を強化すること。
- (5) 誰もが安全で快適に移動でき、かつ、円滑な交通の確保を目指し、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境等の整備を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

(背景)

- 本県における2024年の交通事故死者数は141人で、6年連続で全国ワースト1位を回避したが、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。

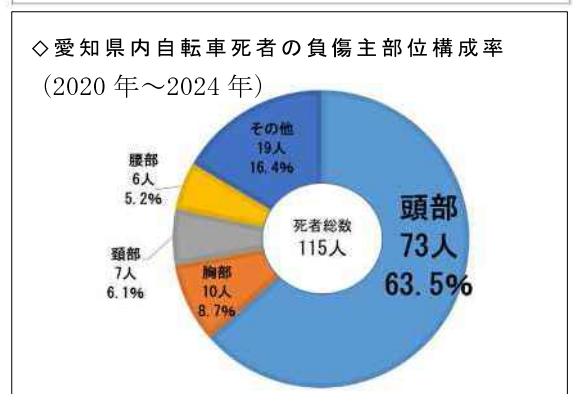
- 県・県警及び国の機関等が一体となって、第11次愛知県交通安全計画（2021年度～2025年度）を策定し、「2025年までに、交通事故による年間の24時間死者数を125人以下、交通事故重傷者数を600人以下とする」ことを目標としている。
- 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）」については、速度や飲酒に関する数値基準の法定化に向けて審議されているが、重大な事故を招く恐れがある「ながらスマホ」行為については、「自転車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」において議論されたものの、前方不注意等を原因とする死傷事故と同じ「過失運転致死傷罪」にとどまっている。「ながらスマホ」行為を抑止するためには、より重い刑を科すことができる「危険運転致死傷罪」の対象とし、罰則の強化を図ることが必要である。
- 交通事故防止に向けた広報啓発活動等を始めとするソフト事業と、歩車分離式信号、最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせた「ゾーン30プラス」、幹線道路における「事故危険個所」の事故対策、歩行空間の整備などのハード事業による交通安全対策を推進することが重要かつ喫緊の課題である。
- 本県の自転車乗用中の人身交通事故の割合は増加傾向にある。このため、本県では、2021年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車に係る交通事故の防止や被害の軽減、被害者の保護に取り組んでいる。
また、2024年11月に改正道路交通法が施行され、自転車運転中の「ながらスマホ」、「酒気帯び運転及び幫助」が罰則整備されたほか、2026年4月には自転車の交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入予定であるが、本県の自転車乗用中の死傷者のうち、その約8割に信号無視や一時不停止等、何らかの法令違反が認められることから、自転車の交通ルールの周知徹底と安全利用に向けた効果的な広報啓発等を推進する必要がある。
- 過去5年間の自転車乗用中の交通事故死者の63.5%は、主に頭部の損傷が原因で亡くなっており、乗車用ヘルメットの着用は、人的被害の軽減に有効である。

（ 参 考 ）



◇愛知県での自転車の人身事故実態

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
全死傷者数	29,713	28,748	28,209	29,135	28,963
自転車死傷者数	5,948	5,743	5,798	6,123	6,118
自転車事故の割合	20.0%	20.0%	20.6%	21.0%	21.1%



38 安全なまちづくりの推進について

(財務省、警察庁)

【内容】

- (1) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、サイバー犯罪、自動車盗、侵入盗等の予防・検挙、ストーカー、DV、児童虐待等への迅速的確な対応、弘道会をはじめとする暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の壊滅に向けた各種取組の推進及び警察共通基盤システム関連経費に対する所要の財政措置並びに警察官の増員をすること。
- (2) 老朽化が進む警察施設の計画的整備に対し、補助金の見直しを図ること。
- (3) 犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、地方自治体が独自に取り組む見舞金制度等について、財政支援を行うこと。

(背景)

- 県内における刑法犯認知件数は、2022年から増加に転じ、特に、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺が多発するなど、未だ県民の安全が確保されているとは言えない状況にある。

こうした特殊詐欺等を敢行する匿名・流動型犯罪グループは、治安対策上脅威となっており、実態解明及び取締りを強化する必要がある。

サイバー犯罪の相談件数についても、過去最多となった2022年以降、高水準で推移しており、ランサムウェアの感染により物流や製造が停止するなど、社会経済全体に影響を及ぼす被害も発生している。自動車盗や侵入盗に関しては、組織窃盗グループが暗躍していることから、実行犯の検挙はもとより、その犯行を助長し、又は容易にする犯罪インフラの解明・取締りなど、より高度かつ広範な対策が必要である。

さらに、ストーカー事案及びDV事案の相談等件数、並びに児童虐待事案の認知件数は依然として高水準で推移しており、求められる対応は多岐にわたる。

加えて、暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組等との対立抗争はいずれも継続中であり、依然として予断を許さない状況にある。本県は、六代目山口組を事実上支配する弘道会の本拠があることから、対立抗争等がいつ発生してもおかしくない状況にあり、暴力団の存在が県民の大きな脅威となっている。暴力団の弱体化・壊滅を図るためには、暴力団及び暴力団に資金を提供している疑いのある匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明及び取締りを徹底するとともに、歓楽街を中心とした暴力団排除活動の強化が必要である。

こうした極めて厳しい情勢下において、本県では、これらの犯罪情勢に対応するため、財政状況が厳しい中、各種捜査資機材の整備を行ってきたが、刑事手続きIT化を

始めとする警察共通基盤システムへの移行に伴い、さらに県負担の増加が見込まれる。よって、県民の安全安心を確保するためには、所要の財政措置及び警察官の増員による体制の強化が必要不可欠である。

- 本県の警察施設は全般的に老朽化が著しく、警察署については全体の約7割が築30年以上となっている。本県においては、財政状況が厳しい中ではあるが、特に災害時において、地域安全の最重要拠点となる警察署が十分な機能を発揮できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。施設整備には補助金を活用しているが、2015年度に供用を開始した愛知県豊田警察署を始め10署の事業費に係る補助金の構成比は約24%となっており、事業費の2分の1を大きく下回っている。

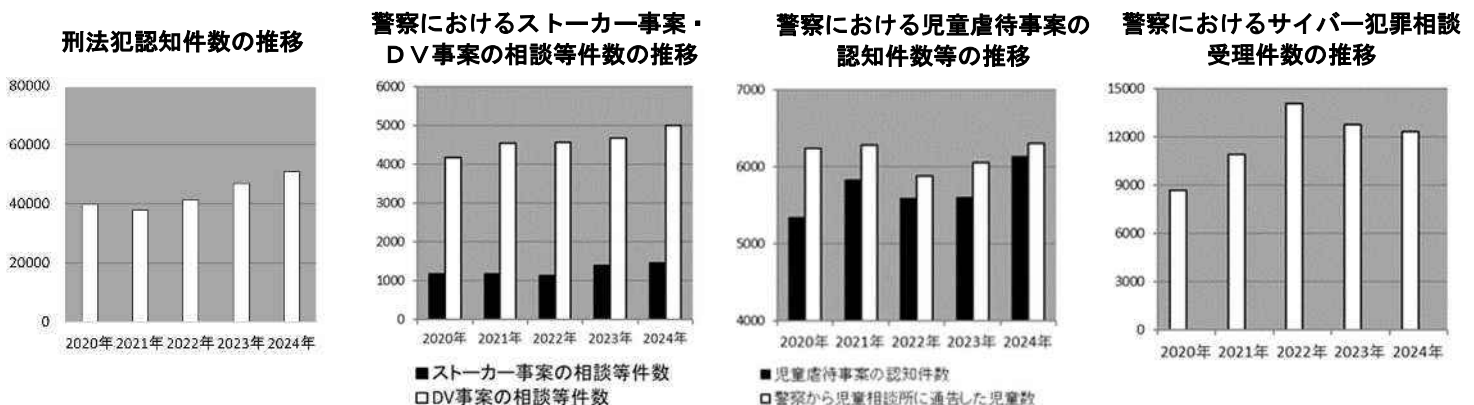
こうした厳しい情勢下において、計画的かつ十分な施設整備を推進するには、補助金対象経費の拡大や補助金単価を市場価格水準まで引き上げるなど、補助金交付水準の見直しを図るべきである。

- 本県では、犯罪被害者等がいつ、どの支援機関に相談したとしても、必要な支援が途切れることなく包括的に提供されるよう、県が中核となり支援全体のハンドリングを行う多機関ワンストップサービス体制を2025年4月に開始したところである。県内では2025年10月現在、特化条例を制定している市町村が17、見舞金制度等を創設している市町村が18と、体制整備や支援施策の充実が図られつつあるものの、市町村の規模等によって差があるのが現状である。

現在、国においては、第5次犯罪被害者等基本計画の策定が進められているところであり、同計画に見舞金制度等への財政支援を明記し、地方自治体の取組を加速させるべきである。

(参 考)

◇ 愛知県内の治安情勢



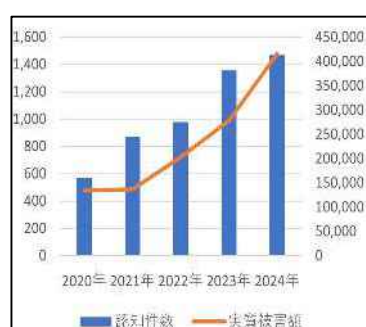
◇ 愛知県内の犯罪発生状況

主な犯罪の発生件数（2024年中）
※全国順位はワースト順

犯罪の種類	件数	全国
住宅対象侵入盗	1,235	2位
空き巣	915	2位
忍込み	264	4位
居空き	56	2位
金庫破り	63	2位
事務所荒し	188	4位
出店荒し	356	2位
自動車盗	866	1位
部品ねらい	1,517	3位
車上ねらい	1,702	2位
特殊詐欺	1,469	5位
刑法犯総数	51,025	4位

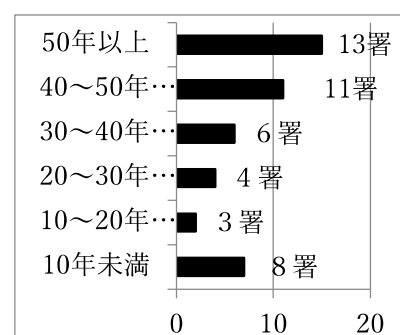
※特殊詐欺の件数及び順位は暫定値である。

特殊詐欺発生状況



◇ 警察施設の経年状況

築年数別の警察署数（全45署）
（2025年3月31日現在）



39 地方消費者行政に対する支援について

(財務省、内閣府)

【内容】

- (1) 大幅に設置が進んだ市町村消費生活センターの運営に必要な相談員人件費等が確保されるよう、交付金による安定的かつ十分な財政措置を継続させること。
- (2) 消費生活相談のデジタル対応、消費生活相談員の処遇改善、高齢者等の見守り、成年年齢引下げへの対応、エシカル消費の普及促進など、近年の消費者行政の課題に確実に対応できるよう、交付金による十分な財政措置を講じること。
- (3) 地方自治体が活用しやすいものとなるよう、交付金の補助率の上げや交付メニューの設定を含め、柔軟で、継続的に活用できる交付金制度とすること。

(背景)

- 「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制」を整備するため、本県では、国の交付金を活用して、市町村に消費生活センターの設置を積極的に働きかけてきた。
その結果、2014年度には8市の設置に留まっていた本県の市町村消費生活センターについて、2017年度には50市町村が設置するまでとなり、現在では、「消費者問題解決力の高い地域づくり」を目指して、県消費生活総合センターと市町村消費生活センターが連携を図っている。
- しかしながら、多くの市町村消費生活センターは財政的基盤を含めた体制が脆弱であるため、交付金による財政措置が不十分となってしまうと、これまで整備してきた市町村の消費生活相談体制が、縮小してしまう恐れがある。
- こうした状況の中、相談員人件費等に活用してきた交付金（推進事業分）の本県への交付額は、2025年度には対前年度比で約3分の1となり、市町村からは、消費生活相談体制の維持のために、交付額確保の強い要望が出されている。
- さらに、2025年度をもって、県内全ての市町村において、交付金（推進事業分）が活用期限を迎え、今後の消費生活相談体制の縮小が懸念されることから、市町村消費生活センターを維持・継続できるよう、相談員人件費等に活用できる安定的かつ十分な財政措置が必要である。

- また、新たな相談支援システムを2026年度に導入し、デジタル社会に即した多様な消費者ニーズへ円滑に対応する必要があること、消費生活相談員の安定的な人材確保に向けて相談員の処遇を改善すること、地域社会から孤立した高齢者等の増加が進んでいること、成年年齢引下げを契機としたトラブルの増加が懸念されていること、持続可能な社会の実現に向けた機運が高まっていることなど、地方自治体が取り組んでいかなければならない消費者行政の課題の増加・多様化に対応するため、柔軟で、継続的に活用できる交付金制度としていくことが必要である。

(参 考)

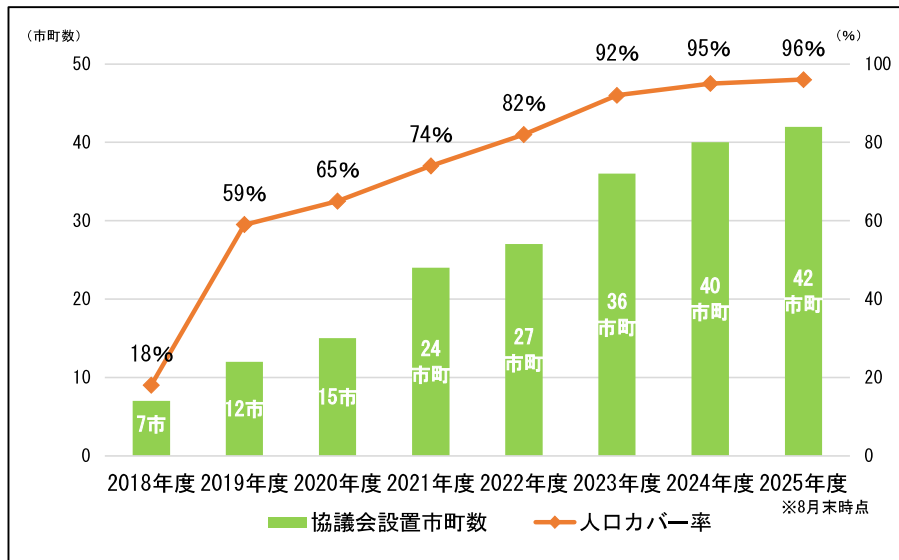
◇本県内の市町村消費生活センター設置状況

年度	2014年度	2025年度
設置済み市町村数	8市 (8/54)	50市町村 (50/54)
人口カバー率	59%	98%

交付金を活用した消費生活センター設置の働きかけ

交付金活用期限（2025年度）以降も財政措置が必要

◇消費者安全確保地域協議会（高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワーク）設置状況



◇消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的授業の実施状況

県立高等学校 92.0% 県立特別支援学校 90.0% 私立高等学校等 77.9% (2024年度)

◇地方消費者行政強化交付金の本県への交付措置状況

